○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の二の規定に基づき総務大臣が別に告示する条件を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

平成　　年　　月　　日

総務大臣　山本　早苗

（案）

施行規則第六条の二の二の規定に基づき総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。

一　施行規則第六条第四項第四号（１）に掲げる周波数の電波を使用する無線局であって、次に掲げる通信の用に供するもの

１　二・四GHz帯子機（二・四GHz帯親機（二・四GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であって、他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）に制御される無線局であって、空中線電力が次のいずれかのものをいう。以下同じ。）による二・四GHz帯親機（適合表示無線設備のみを使用す

るものに限る。）との通信

（一）　周波数ホッピング方式（直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を含む。）を用いる送信装置であって、二、四二七MHz以上二、四七〇・七五MHz以下の周波数の電波を使用するものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、一MHzの帯域幅における平均電力が三ミリワット以下であること。

（二）　スペクトル拡散方式を用いる送信装置であって、(一)に該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

（三）　直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であって、(一)に該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、次のいずれかであること。

ア　占有周波数帯幅が二六MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

イ　占有周波数帯幅が二六MHzを超え三八MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

(四)　(一)、(二)及び(三)以外の送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。

2　二・四GHz帯親機（空中線電力が前号の(一)から(四)までのいずれかに規定されるものに限る。以下同じ。）のうち電気通信回線設備に接続しないものと二・四GHz帯子機との通信（前号に該当するものを除く。）

3　二・四GHz帯親機（法第百三条の五第一項に規定する外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用するものに限る。）と二・四GHz帯子機との通信

4　空中線電力が第一号の(一)から(四)までのいずれかに規定されるものであって、他の無線局から制御されることなく送信を行う無線局同士による通信

二　施行規則第六条第四項第四号（３）に掲げる周波数の電波を使用する無線局であって、五・二GHz帯子機（五・二GHz帯親機（五・二GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であって、他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御

を行う無線局をいう。以下同じ。）に制御される無線局であって、空中線電力が次のいずれかのものをいう。）による五・二GHz帯親機（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）との通信の用に供するもの

1　直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

2　振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。

3　直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

（四）占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

４　五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数の電波を同時に使用する送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

三　施行規則第六条第四項第四号（４）に掲げる周波数の電波を使用する無線局であって、五・三GHz帯子機（五・三GHz帯親機（五・三GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であって、他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）に制御される無線局であって、空中線電力が前項第一号から第四号までのいずれかに規定されるものをいう。）による五・三GHz帯親機（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）との通信の用に供するもの

四　施行規則第六条第四項第四号（５）に掲げる周波数の電波を使用する無線局であって、五・六GHz帯子機（五・六GHz帯親機（五・六GHz帯の周波数の電波を使用する無線局であって、他の無線局から制御されることな

く送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）に制御される無線局であって、空中線電力が次のいずれかのものをいう。）による五・六GHz帯親機（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）との通信の用に供するもの

１　第二項第一号から第三号までのいずれかに規定されるものであること。

２　五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。